

正誤情報

『公衆衛生看護学.jp 第5版データ更新版』に以下の誤りがございました。

ここに訂正し、謹んでお詫び申し上げます。

(2023年7月25日作成)

■第5刷(2023年2月13日発行)

P239 最終行

〈誤〉保護者から保健所へ届出がなされ、

〈正〉保護者から市町村へ届出がなされ、

P267 7～8行目

〈誤〉「健康診査の結果が、「要精密検査」や「要医療」であった対象者に対し、適切に医療機関を紹介し、療養上の健康相談・保健指導を行う。また、」

〈正〉削除 (二次予防の内容であるため)

■第4刷(2023年4月3日発行)をお持ちの方は上記に加えて以下にも誤りがございます。

P282 図4-III-8 注 1)

〈誤〉直腸校門部

〈正〉直腸肛門部

P475 表6-II-4 注) *4～8

〈誤〉労働安全衛生法施行規則

〈正〉労働安全衛生規則

P476 8～9行目

〈誤〉少なくとも毎月1回以上作業場等を巡視し

〈正〉少なくとも毎月1回以上 (事業者の同意を得ている場合などは、少なくとも2か月に1回) 作業場等を巡視し

P530 看護職の倫理綱領 出典

〈誤〉日本看護協会：「看護職の倫理綱領」，2021

〈正〉日本看護協会：「看護職の倫理綱領」，2021 (本文より抜粋)